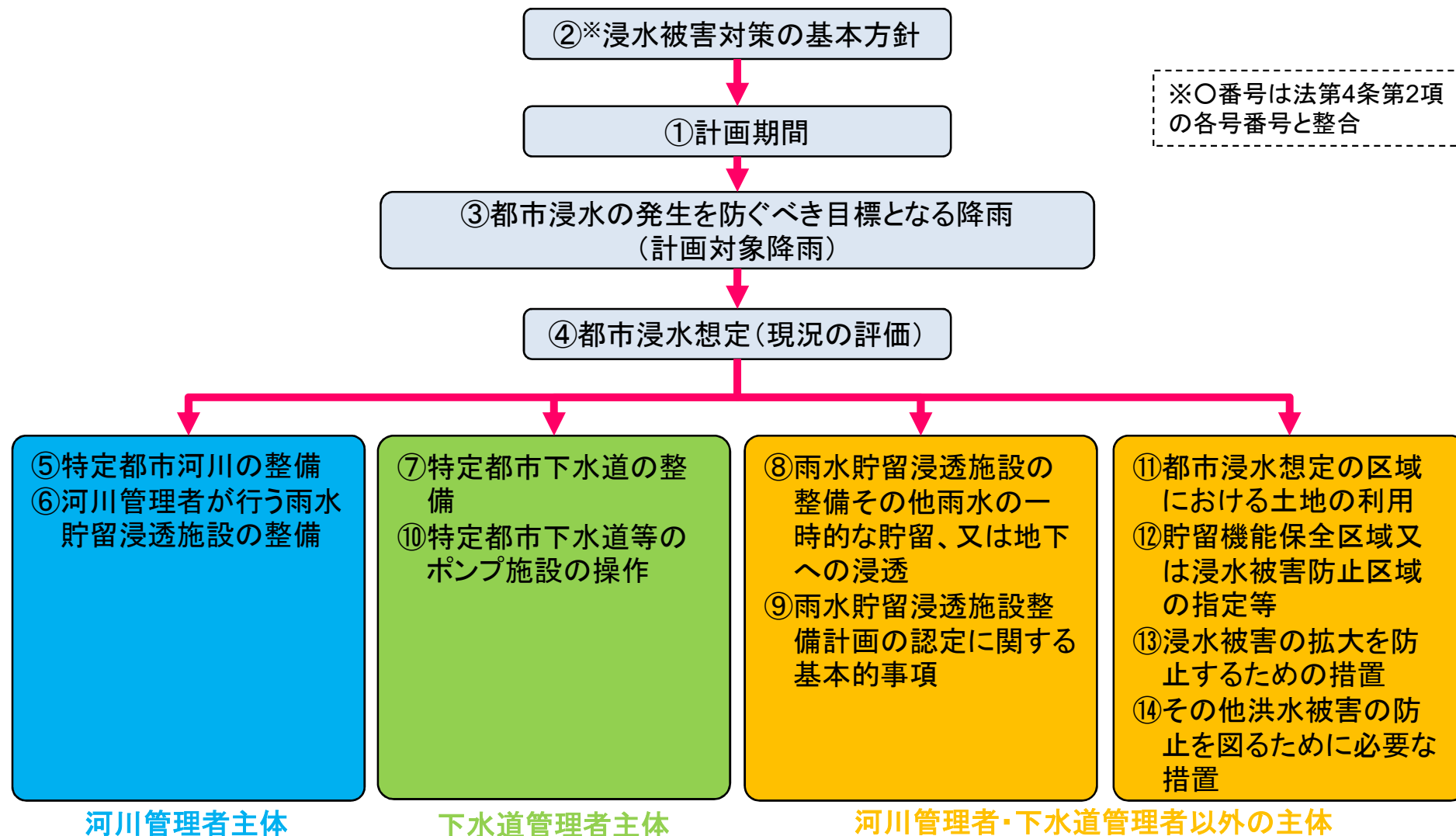


千歳川流域水害対策計画の策定について

特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項に基づき、流域水害対策計画には次に掲げる事項全てを定めることとなっている。



～流域のあらゆる関係者の協働により推進～

千歳川流域水害対策計画の目次構成案は以下のとおり。

目次

第1章 千歳川特定都市河川流域の現状と課題

第1節 千歳川特定都市河川流域と千歳川特定都市河川、千歳川特定都市下水道の概要

第1項 千歳川特定都市河川流域の概要

第2項 千歳川特定都市河川の概要

第3項 千歳川特定都市下水道の概要

第2節 千歳川流域における過去の浸水被害の状況

第3節 千歳川流域治水整備計画の概要

第1項 千歳川流域治水整備計画の沿革

第4節 千歳川特定都市河川流域の現状と課題

第1項 市街化の状況

第2項 石狩川の水位に起因した浸水被害の発生

第2章 千歳川特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針

第1節 基本的な考え方・・・②※

第2節 計画期間・・・①

第3節 計画区域

第4節 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨・・・③

※○番号は前ページの計画
に掲げる事項番号と整合

第3章 都市浸水想定・・・④

第4章 特定都市河川の整備に関する事項・・・⑤

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所

第1項 国が行う河川の整備

第2項 北海道が行う河川の整備

第3項 市町が行う河川の整備

千歳川流域水害対策計画の目次構成案は以下のとおり。

第4章 特定都市河川の整備に関する事項

第2節 内水対策工事の目的、種類及び施工の場所

第1項 河川管理者が行う排水機場の整備

第2項 河川管理者以外が行う排水機場等の整備

第3項 排水釜場の整備

第5章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項・・・⑥

第1節 河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備

第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項・・・⑦

第1節 特定都市下水道の整備に関する事項

第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備 その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項・・・⑧

第1節 基本的な考え方

第2節 雨水貯留浸透施設

第3節 水田貯留

第4節 既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全

第5節 雨水浸透阻害行為の許可等

第6節 千歳川流域における大規模宅地開発等に伴う調整池技術基準

第8章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項・・・⑨

第9章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項・・・⑩

千歳川流域水害対策計画の目次構成案は以下のとおり。

第10章 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項 . . . ⑪

第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針 . . . ⑫

第1節 貯留機能保全区域の指定の方針

第2節 浸水被害防止区域の指定の方針

第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項 . . . ⑬

第1節 地域防災計画、防災体制の強化

第2節 流域住民の水防意識の高揚など

第3節 洪水時及び発災時の情報収集・伝達

第13章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項 . . . ⑭

第1節 既存ダムの洪水調節機能強化

第2節 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応

第3節 流域水害対策計画の計画管理

- ◆ 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実を図り、流域全体を俯瞰しあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、千歳川流域における浸水リスクを踏まえた、下記3つの対策をハード・ソフト一体で総合的かつ多層的に進める。
- ◆ 具体的な対策内容については、千歳川流域水害対策協議会において検討を行う。

① 氾濫を出来るだけ防ぐ・減らす対策 (ハザードへの対策)

流域全体で雨水や流水等を貯留する対策や洪水を流下させる対策をそれぞれ充実し、効果的に組み合わせ、自然環境が有する多様な機能も活かしながら実施する。

- ◆ 堤防整備、河道掘削、内水対策等
- ◆ 雨水貯留浸透施設等の整備
- ◆ 雨水浸透阻害行為に対する雨水貯留浸透施設整備の義務付け
- ◆ 下水道整備
- ◆ 貯留機能保全区域の指定検討、自然地保全
- ◆ ダムの事前放流 等

② 被害対象を減少させるための対策 (暴露への対応)

浸水リスクがあるエリアにおける宅地の嵩上げや建築物の構造の工夫等の浸水軽減対策及び、雨水や氾濫水を一時的に貯留し浸水の拡大を抑制する効用が発揮されている区域の指定について検討する。

- ◆ 浸水被害防止区域の指定検討
- ◆ 建築物の耐水化

③ 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策 (脆弱性への対応)

流域全体で「被害軽減」「早期復旧、復興」等のための対策を組み合わせ、被害を最小化する取り組みを実施する。

- ◆ 流域住民の水防意識の醸成
- ◆ 各種タイムラインの普及促進
- ◆ ハザードマップの周知や防災訓練及び住民の水災害リスクに対する理解促進の取組
- ◆ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保
- ◆ 多面的な防災情報の発信 等

① 氾濫を出来るだけ防ぐ・減らす対策(ハザードへの対策)

● 堤防整備、河道掘削、内水対策 等

【主体】北海道開発局、北海道、市町

堤防整備

◆石狩川の高い水位の影響を長時間受けることに対応した、石狩川合流点における石狩川本川と同程度の堤防高・天端幅を有する堤防整備を実施

堤防整備の断面図(イメージ)

河道掘削

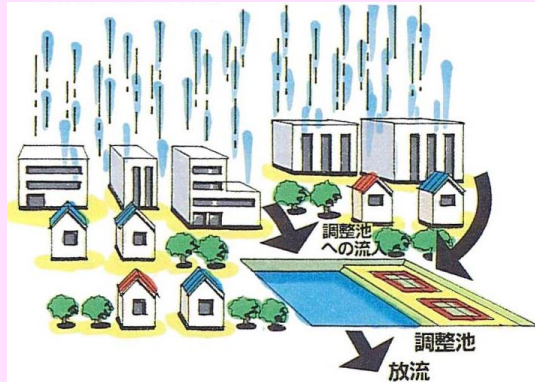
◆河道断面が不足している区間では、洪水時の水位を下げる河道掘削を実施
・千歳川本川、剣淵川、祝梅川、漁川の河道掘削は完了

河道掘削の断面図(イメージ)

北海道開発局が行う河川整備の例

● 雨水貯留浸透施設等の整備

【主体】:北海道開発局、市町、北海道財務局



雨水貯留施設整備のイメージ

● 雨水浸透阻害行為に対する雨水貯留浸透施設整備の義務付け

【主体】:北海道、市町

● 下水道整備

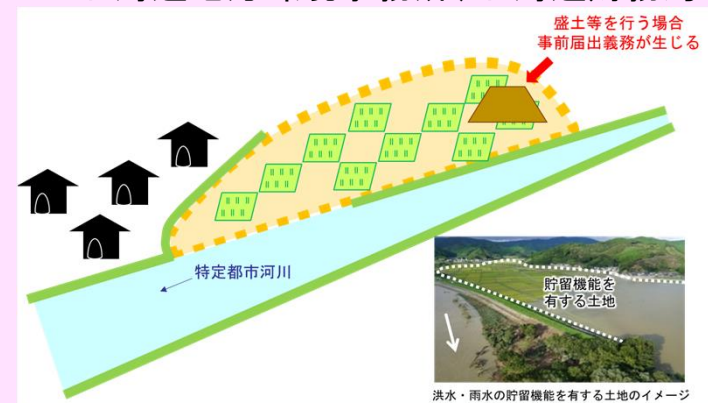
【主体】市町



下水道整備状況

● 貯留機能保全区域の指定について検討、自然地保全

【主体】北海道開発局、北海道、市町、森林管理署、北海道地方環境事務所、北海道財務局



貯留機能保全区域の設定イメージ

● ダムの事前放流

【主体】北海道開発局

②被害対象を減少させるための対策(暴露への対応)

- 浸水被害防止区域の指定検討
【主体】北海道、市町



浸水被害防止区域における
居住誘導・住まい方の工夫イメージ

- 建築物の耐水化
【主体】市町



高床式建築

③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策(脆弱性への対応)

- 流域住民の水防意識の醸成
- 各種タイムラインの普及促進
- ハザードマップの周知や防災訓練及び住民の水災害リスクに対する理解促進の取組
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保
- 多面的な防災情報の発信 等

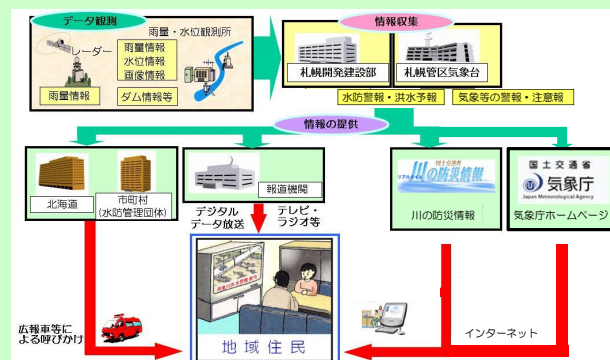
【主体】北海道開発局、北海道、市町、札幌管区気象台



水防訓練状況



小中学生を対象とした防災学校



防災情報の伝達